

令和7年度医学部（地域枠）臨時定員について

1 令和7年度の医学部臨時定員について

国において第4回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（R6.4.26開催）にて、医師多数県については、令和6年度臨時定員地域枠に0.8を乗じたものとした上で調整を行うとされた。

本県においては、琉球大学とも協議し、令和5年度第3回沖縄県地域医療対策協議会（R6.3.22開催）にて、「令和7年度医学部（地域枠）臨時定員については引き続き12名で申請する」との方針のもと、12名を要望。

厚生労働省医政局医事課及び文部科学省高等教育局医学教育課のヒアリングを受け、令和6年7月30日付け事務連絡にて、地域枠に係る臨時定員増員申請可能数として11名までと通知されたところである。

2 本県における令和7年度医学部臨時定員の配分の算出方法について

(1) 医師多数県は、原則としてR6臨時定員地域枠に0.8を乗じる。

$$12名 \times 0.8 = 10名$$

(R6臨時定員枠)

(2) 残余定員数の意向調整として、恒久定員100名あたり、恒久定員地域枠を4名以上設置している等、県内の偏在是正が必要とみられる都道府県については、R6臨時定員の一割等、一部を復元する。

$$10名 + 1名 = 11名 \text{ (R7臨時定員枠)}$$

(R6臨時枠の一割)

3 令和8年度以降の方針について

入学定員に関する令和8年度以降の方針については、医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等における議論の状況を踏まえて検討し、別途通知するとされている。

※ 第5回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会の議事録によると、厚生労働省より令和8年度以降も、少なくともこの数年間は、医師の需給や都道府県の偏在の傾向について、推計よりも大きく変わらないと考えられていることから、医学部定員の適正化の検討を進めていくことも踏まえつつ、医師多数県については、臨時定員地域枠を一定数削減していくとしている。（R6.7.3開催）

4 今後の対応

本県においては、地域枠医師の養成が医師確保対策の柱となっていることから、地域枠養成数の現状維持を国に求めていくこととし、今後の方向性として、国による医学部臨時定員増の枠組みを継続することが困難になることを踏まえ、安定した医師確保のための地域枠等の恒久定員内への設置について、琉球大学医学部と調整を行う。

令和 7 年度医学部臨時定員の配分について

令和 7 年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法（第 4 回検討会で合意された配分方針）

各都道府県の令和 6 年度臨時定員地域枠数を基準として、以下①～③の順で調整を行う

① 医師多数県の意向の調整

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員として地域枠を確保する必要性が低い一方で、大幅な変更は教育・研修・診療体制への影響等も考えられることから、その臨時定員については、原則として令和 6 年度臨時定員地域枠に 0.8 を乗じたものとした上で、③の調整を行う。

② 医師少数県の意向の調整

医師少数県については、医師多数県・中程度県と比較して、現状の医師が少ないだけでなく、若手医師についてもう少し傾向があることから、臨時定員地域枠の要件を満たしつつ、教育・研修体制が維持される範囲内で、医師多数県から削減等した定員数分を活用して、原則、令和 6 年度比増となる意向がある場合には、意向に沿った配分を行う。

③ 残余臨時定員数の意向の調整

①②の対応を行った上で、臨時定員総数が令和 6 年度臨時定員総数に達していない場合には、その範囲内において※

- － 恒久定員 100 名あたり、恒久定員内地域枠を 4 名以上設置している等、更なる県内の偏在是正が必要
な都道府県については、
 - ・ 医師多数県では、例えば令和 6 年度臨時定員地域枠の 1 割等、一部の意向を復元する
 - ・ 医師少数区域のある医師中程度県では、令和 6 年度比増となる意向がある場合、医師少数区域等に
従事する枠となっているか等、地域枠の趣旨の範囲内で配分を行う
- － 臨時定員研究医枠の令和 6 年度比増希望がある場合には、その趣旨の範囲内で配分を行う。

※ 配分を行うにあたっては、臨時定員地域枠の要件を満たした上で、必要に応じて教育・研修体制、医師少数区域への地域枠医師の配置状況や診療料選定の状況、若手の医師数、医師偏在指標の多寡、過年度の臨時定員地域枠充足率等についても考慮する。

令和 7 年度医学部臨時定員の意向について、前回の配分方針に沿って臨時定員を配分した場合、
令和 7 年度医学部定員上限の範囲内に収まることから、当該方針に沿って配分可能となる見込み。